

## 平成17年政策評価の実施に関する計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定）及び「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」（平成14年3月28日国家公安委員会・警察庁長官決定）に基づき、平成17年政策評価の実施に関する計画を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 計画期間

本計画の計画期間は、平成17年1月1日から同年12月31日までとする。

#### 2 事後評価の実施に関する計画

「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」に定めた事後評価の対象としようとする政策のうち、平成17年中に事後評価の対象とする政策及びその具体的な事後評価の方法は、以下のとおりとする。

##### (1) 実績評価方式による評価

平成17年に実績評価方式により評価を実施する政策に係る基本目標及び業績目標は、別添1のとおりとする。

平成17年においては、業績目標ごとに定めた業績指標を測定することにより、各業績目標の実現状況を把握することとする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中に、業績目標等の変更を行うことがあり得る。

(注) 基本目標4の業績目標5「道路交通環境の整備の推進」については、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画に定められた重点目標に照らし、評価を実施することとする。

##### (2) 事業評価方式による評価

平成17年においては、「電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策」、「飲酒運転対策」、「交通事故自動記録装置の整備」及び「留置施設の整備と留置業務の効率化」について事業等の実施状況、目的の実現状況を把握するとともに、「電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策」、「飲酒運転対策」及び「交通事故自動記録装置の整備」について評価書を、「留置施設の整備と留置業務の効率化」について経過報告書を作成することとする。

その他、既に実施されている事業等であって、今後継続して当該事業等を実施すべきか否か、見直し・改善が必要かなどの評価が求められるものがある場合は、特に重要なものを選定し、評価を実施するものとする。

なお、平成17年から20年までの間に事業評価方式による評価の実施を予定している事業等については、別添2のとおりである。

##### (3) 総合評価方式による評価

平成17年において実施する総合評価方式による評価の対象とする行政課題及び政策は、別添3のとおりとする。

平成17年においては、各政策ごとに定めた効果の把握の手法に関する情報・データの収集等を行い、「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」及び「緊急治安対策プログラムの推進」について経過報告書を作成することとする。

なお、社会情勢の変化等に伴い、評価期間の途中で、効果の把握の手法等の変更を行うことがあり得る。

### 3 事前評価の実施に関する計画

平成18年度警察庁予算概算要求の重点事項とする政策については、原則として、評価を実施するものとする。

ただし、緊急の必要性により急きょ重点事項とされたものや、評価の手法が確立していないものについては、可能な範囲で評価を実施する。

その他、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制及び国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策については、随時、必要に応じて評価を実施する。

## 実績評価方式による評価

### 基本目標1 生活の安全と平穏を確保する

業績目標1 警察安全相談の充実強化(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)警察に寄せられた相談の取扱件数が急増していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止等の徹底を図る。

警察安全相談業務とは、市民生活の安全に関する相談に応じ、防犯その他の警察目的を達成する見地から、個々の事案の解決又は解決への支援をする活動である。

業績目標2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案への適切な対応の推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)警察職員に対し、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の特性等に関する理解を深めるための研修、啓発を行い、関係機関・団体等との連携を強化することにより、被害者の立場に立った適切な対応を推進し、犯罪等の未然防止の徹底を図る。

業績目標3 安全・安心まちづくりの推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備・運用、関係機関・団体等との連携による犯罪防止に配慮した道路・公園・共同住宅等の普及、広報啓発活動等を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい環境を確保し、住民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会を実現する。

業績目標4 地域住民に身近な犯罪の予防・検挙活動の推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)刑法犯認知件数が増加するなど治安情勢が悪化していることから、地域警察官の職務執行能力の向上・強化、パトロールの強化と空き交番対策の推進、住民が不安を感じる問題の把握・解決活動の推進により、地域社会における安全と安心を確保する。

業績目標5 少年非行防止総合対策の推進(5年間:平成13年から17年まで)

(説明)最近の少年非行情勢は、殺人、強盗等の凶悪犯が依然として深刻な状況にあるほか、暴行、傷害、恐喝等の粗暴犯が依然として高水準で推移するなど、非行の凶悪・粗暴化の状況がうかがえることから、非行集団等に対する取締りを強化するとともに、非行集団等の解体や構成員の補導及び立直り対策を推進し、少年により敢行される凶悪・粗暴な犯罪の予防対策を推進する。

また、少年による薬物乱用が依然として深刻な状況にあることから、薬物

乱用少年の発見・補導等の強化、教育委員会、学校等との連携の強化、家庭・地域に対する広報啓発活動の強化等を行うことにより、少年の薬物乱用防止対策を推進する。

さらに、児童買春・児童ポルノ事犯など、少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）を積極的に取り締まるとともに、被害児童の保護のため、少年補導職員によるカウンセリングや継続的な支援等を推進するほか、いわゆる出会い系サイトの利用に起因する児童買春等の犯罪が増加していることから、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）を適切に施行するなど、有害環境浄化対策を推進する。

#### 業績目標 6 風俗営業の健全化と風俗環境の浄化（3年間：平成15年から17年まで）

（説明）最近の風俗情勢は、派遣型売春事犯やいわゆるカジノバーにおける賭博事犯が横行するとともに、売春やわいせつビデオ販売を目的とするピンクビラが街頭のみならず一般家庭にまで溢れ、外国人に係る風俗関係事犯の検挙件数も目立っている。そこで、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の積極的な運用により、風俗営業の健全化と風俗環境の浄化に努める。

#### 業績目標 7 環境犯罪対策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）産業廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪が依然として多発していることから、その取締りや、環境犯罪を抑止し環境破壊の拡大を防止するための取組みを強化することにより、環境保全を求める国民の要望にこたえる。

#### 業績目標 8 正常な経済活動を確保するための諸対策の推進（3年間：平成15年から17年まで）

（説明）国民の日常生活に関係が深く、経済活動等を侵害し又は侵害するおそれのある犯罪は、現下の社会・経済情勢を反映して深刻化している。そこで、この種事犯のうち、ヤミ金融事犯、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯等の国民の関心が高い事犯の取締りや関係機関・団体と連携した被害者対策・広報啓発活動を推進する。

### 基本目標 2 犯罪捜査を的確に推進する

#### 業績目標 1 重要犯罪（ ）に対する捜査等の推進（3年間：平成15年から17年まで）

重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。

（説明）重要犯罪については、平成10年以降、増加傾向が顕著であり、凶悪性、悪質性及び被害の重大性等から国民の治安に対する不安感を著しく増大させている。これら国民が真に解決を望んでいる重要犯罪に捜査の重点を置き、当該犯罪の抑止に資する的確な捜査を推進する。

また、これら重要犯罪においても、急激な社会情勢の変化や自動車の利用等、広域化・スピード化が進んでおり、数府県にまたがって敢行されるものが少なくない。これらに的確に対応していくために、捜査用資機材の充実、捜査支援システムの効果的な活用を推進するとともに、一層の合同・共同捜査を推進しつつ、府県警察相互間の連携を強化していくための制度、体制の在り方等について検討を進めていく。

重要犯罪の認知件数の増加要因としては、強盗及び強制わいせつの増加によるところが大きい。その中でも、コンビニエンスストアを対象とした強盗事件は、模倣性が強く、今後も多発することが懸念されることから、これを対象とした強盗事件の未然防止のため、防犯基準に基づいた防犯指導等の防犯対策を強力に推進する。

業績目標 2 特定重要窃盗犯（ ）に対する捜査の推進（5年間：平成13年から17年まで）

侵入盗のうち侵入手段としていわゆるピッキング用具を使用するもの、組織的に敢行される自動車盗及び少年等によるひったくりをいう。

（説明）窃盗犯の中でも特に悪質性が高く、増加傾向がうかがわれる特定重要窃盗犯に捜査の重点を置き、関係機関との連携による総合的な体制を整えること等を通じて、的確な捜査を推進する。

これまでに、「国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて」（平成13年8月29日国際組織犯罪等対策推進本部決定）に盛り込まれたピッキング用具使用の組織的窃盗及び自動車の盗難・盗難自動車の不正輸出に関する各種施策の推進や組織窃盗対策捜査用資機材の整備、捜査体制の整備を進めているところであるが、今後とも、関連機関との連携等により、的確な捜査をより一層推進していく。

業績目標 3 政治的・構造的不正の追及の強化（3年間：平成15年から17年まで）

（説明）政治公務員等による汚職事件や国会議員らによる政策担当秘書給与詐取事件等、政治とカネをめぐる不正事案が相次いで顕在化する一方で、買収等の選挙違反も依然として横行しており、こうした不正が議会制度を始めとする我が国統治機構に対する国民の信頼を根底から覆すものであることから、捜査体制の整備や捜査員の育成強化に加え、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するなどして不正の追及の強化を図る。

業績目標 4 告訴・告発への取組みの強化（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）告訴・告発（知能犯罪にかかわるものに限る。以下同じ。）については、社会・経済情勢や国民の意識の変化により、平成12年以後、相談及び事件受理件数が急増していることから、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。

これまでに、捜査体制の整備や捜査員の育成強化等各種取組みを推進してきたところであるが、告訴・告発事件の内容の複雑化に伴い、処理に要する

手間が増大する中、捜査体制等が未だ必ずしも十分でないため、依然として多数の未処理事件を抱えていることから、引き続き捜査体制及び指導体制の強化を図るなどして、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

**業績目標 5 科学的・合理的な捜査の推進（5年間：平成13年から17年まで）**  
（説明）科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するため、鑑識資機材の充実、鑑識技術への最先端の科学技術の導入等を図ることにより、科学的・合理的な捜査を推進する。

これまでに、鑑識活動の強化や鑑定的高度化等の施策を行ってきたところであるが、今後とも、より一層、科学捜査のための研究を進めるなどにより、科学捜査力を強化していく。

### **基本目標 3 犯罪組織の弱体化及び壊滅を図る**

**業績目標 1 民事介入暴力対策の強化（5年間：平成13年から17年まで）**  
（説明）暴力団等が組織の威力を背景に、市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力に国民が身近な不安を感じていることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応、社会運動等標ぼうゴロ対策の推進等を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から市民を守る。

**業績目標 2 資金源対策の徹底（5年間：平成13年から17年まで）**  
（説明）資金獲得犯罪の検挙、不正に獲得した収益のはく奪、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく中止命令（ 1 ）及び再発防止命令（ 2 ）の発出、各種営業等からの暴力団排除等の資金源対策を徹底することにより、暴力団等の存立基盤の弱体化を図る。

1 「中止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その中止を命じる行政処分である。

2 「再発防止命令」とは、指定暴力団員等が暴力団対策法第9条の各号に定める暴力的要求行為、加入強要・脱退妨害等の禁止行為を行った場合に、その指定暴力団員等が同様の行為を反復して行うおそれがあると認めるときに、その再発を防止するために必要な事項を命令する行政処分である。

**業績目標 3 暴力団等が市民社会に及ぼす危険の除去（5年間：平成13年から17年まで）**  
（説明）銃器等を用いた対立抗争事件等が市民社会の大きな脅威となっていることから、暴力団対策法に基づく事務所使用制限命令の積極的活用や銃器等の取締りの徹底による対立抗争の拡大防止を図ることなどにより、暴力団等が

市民社会に及ぼす危険を除去し、市民の平穏な生活を確保する。

業績目標 4 薬物密輸・密売事犯の取締りの強化（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から密輸入され、暴力団等の犯罪組織により密売されているものであることから、税関、入国管理局等関係機関との連携強化、コントロールド・デリバリーの積極的活用、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の積極的な活用に向けた取組みの強化により、薬物の不正取引を阻止し、薬物供給の遮断を図る。

業績目標 5 けん銃密輸・密売事犯の取締りの強化（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）我が国においては、押収される真正けん銃のほとんどが海外から密輸入されたものであることから、密輸・密売ルートの解明を銃器取締りの重点の一つと位置付け、捜査支援体制の強化、関係機関とのネットワークの構築及び国際協力の確保を図り、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散を阻止し、銃器の供給の遮断を図る。

業績目標 6 来日外国人犯罪対策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）近年、国際的な犯罪組織によって敢行される犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、警察各部門間及び国内外の関係機関との連携強化のための体制を整えることにより、国際的な犯罪組織の実態解明、事件検挙を推進するとともに、その背景にある不法入国・不法滞在問題に適切に対応する。

#### 基本目標 4 安全かつ快適な交通を確保する

業績目標 1 交通安全教育及び交通安全活動の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、シートベルトの着用・チャイルドシートの使用についての普及啓発等の交通安全活動を推進することにより、国民の交通安全意識を高め、交通の安全を確保する。

業績目標 2 きめ細かな運転者施策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）初心運転者等に係る交通事故率は、依然として高率で推移していることから、指定自動車教習所の教習水準の維持向上等のための諸施策を充実させることにより、交通の安全を確保する。

業績目標 3 交通秩序を確立するための施策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向した交通指導取締りにより、交通事故の抑止を図るとともに、交通事故事件捜査の充実強化により、

多発する交通事故事件に的確に対処し、交通の安全と円滑の確保、交通秩序の確立を図る。

業績目標 4 暴走族対策の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、取締りを重点とする暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の平穏と安全を確保する。

業績目標 5 道路交通環境の整備の推進（5年間：平成15年4月から20年3月まで）

（説明）社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備し、道路交通の安全と円滑を確保する。

## 基本目標 5 国の公安を維持する

業績目標 1 的確な警備措置の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）重大テロ、重大事故、大規模自然災害等重大事案に係る関係機関との連携強化、治安警備及び警衛・警護の的確な実施等により、的確な警備措置の推進を図る。

業績目標 2 警備犯罪取締りの推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）主要警備対象勢力（警備犯罪を行い、又は行うおそれのある主要な対象）による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、国の公安及び利益を害する犯罪の取締りの推進を図る。

## 基本目標 6 犯罪被害者を支援する

業績目標 被害者支援のための環境整備の推進（5年間：平成13年から17年まで）

（説明）犯罪被害者は、生命・身体・財産等に対する直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的被害等の二次的被害を被っており、様々な場面において支援・保護を必要としていることから、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の適正な運用、関係機関・団体等との連携、施設等の整備により、きめ細かな被害者支援を推進する。

## 基本目標 7 情報セキュリティを確保する

業績目標 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進（2年間：平成16年から17年まで）

（説明）捜査体制等の整備、産業界等との連携強化等を推進することにより、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにする。

業績目標に記載した期間は、評価期間を表す。



## 事業評価方式による評価

政策の名称	17年	18年	19年	20年	政策所管課
電話異性紹介営業に係る児童買春の防止のための対策	(評価)				生活環境課 少年課
飲酒運転対策	(評価)				交通企画課 交通指導課 運転免許課
交通事故自動記録装置の整備	(評価)				交通指導課
留置施設の整備と留置業務の効率化	(経過)		(評価)		総務課

注：上記のうち、「(経過)」とある年においては、経過報告書を作成し、「(評価)」とある年においては、評価書を作成する。

## 総合評価方式による評価

行政課題	評価の対象とする政策の名称	政策所管課
1 街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進 (15年～17年)	第1 街頭活動を強化するための執行体制の確保 第2 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化 第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化 第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進 第5 犯罪類型に応じた防犯対策の推進	生活安全企画課、地域課、少年課、刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、暴力団対策課、国際捜査管理官、総務課、人事課、会計課、国際課、交通企画課、交通指導課、警備企画課、警備課、情報通信企画課、情報管理課
2 緊急治安対策プログラムの推進 (16年～18年)	第1 犯罪抑止のための総合対策 第2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策 第3 テロ対策とカウンターインテリジェンス 第4 サイバー犯罪及びサイバーテロ対策 第5 新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策 第6 治安基盤の確立	総務課、人事課、国際課、生活安全企画課、地域課、少年課、生活環境課、情報技術犯罪対策課、刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官、交通企画課、交通指導課、交通規制課、警備企画課、警備課、外事課、情報通信企画課、通信施設課、情報技術解析課

注1：上記行政課題1については、平成17年中に経過報告書を作成の上、平成17年の各種統計を踏まえ、平成18年に評価書を作成する。

注2：上記行政課題2については、平成17年中に経過報告書を作成する。